

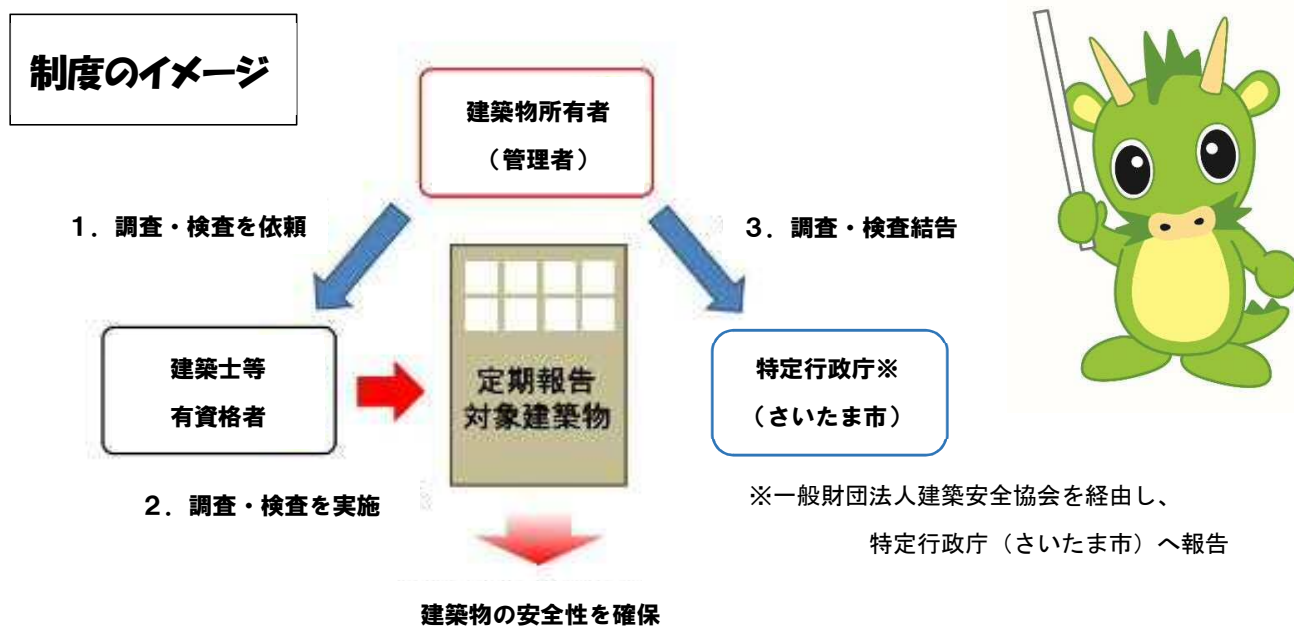
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の届出者様へ

～定期報告制度のお知らせ～

建築基準法第12条の規定により、所有者（管理者）は建築物を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告する義務があります。

建築物を使用している間は、安全性を保つために日頃から適切な維持管理を行うことが不可欠です。これらが不十分な場合、特に高齢者等が就寝する建築物が火災などの災害時には大惨事になる恐れがあります。

定期報告制度は、このような危険を未然に防止するために所有者又は管理者が建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等について、定期に資格者に調査・検査させ、その結果を特定行政庁へ報告する制度です。



詳しくは、裏面をご参照ください。

対象規模（①～④のいずれかに該当する場合）

【有料老人ホーム】

- ①床面積の合計が 500 m²を超えるもの
- ②3階以上の階の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
- ③2階の床面積の合計が 300 m²以上のもの
- ④地階の床面積の合計が 100 m²を超えるもの

【サービス付き高齢者向け住宅】

- ①6階以上の階にあるもの（共同住宅タイプのみ）
- ②3階以上の階の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
- ③2階の床面積の合計が 300 m²以上のもの
- ④地階の床面積の合計が 100 m²を超えるもの

詳しくは建築行政課へお問い合わせください。

報告時期

建築物本体 → 有料老人ホーム 2年ごと
サービス付き高齢者向け住宅 3年ごと

建築設備^{※1}・防火設備^{※2}・昇降機 → 1年ごと

※1 換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置・給排水設備

※2 防火戸等で随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く）に限る

報告書の書き方・提出方法についてのお問い合わせ

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7(建産連会館内)

TEL 048-865-0391 FAX 048-845-6720 ホームページ <http://skjak.jp>

その他のお問い合わせ

特定行政庁

さいたま市 建設局 建築部 建築行政課

TEL 048-829-1534 FAX 048-829-1982

定期報告制度のホームページ

<https://www.city.saitama.jp/005/001/010/p001925.html>